

外貨送金・外貨受取サービス規定（法人のお客さま）（旧：外貨送金サービス規定（法人のお客さま））

新旧対照表

新	旧
<p>お客さまは、住信 SBI ネット銀行（以下「当社」といいます。）と外貨送金・受取サービス（以下「本サービス」といいます。）にかかる取引を行う場合は、この規定（以下「本規定」といいます。）における下記条項のほか、別途定める各取引に係る規定に従うことに同意するものとします。</p>	<p>お客さまは、住信 SBI ネット銀行（以下「当社」といいます。）と外貨送金サービス（以下「本サービス」といいます。）にかかる取引を行う場合は、この規定（以下「本規定」といいます。）における下記条項のほか、別途定める各取引に係る規定に従うことに同意するものとします。</p>
<p>第 1 条（適用範囲）</p> <p>本サービスによる次の各号に定める送金及び受取については、本規定により取扱います。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 外国向送金取引 (2) 国内向外貨建送金取引。ただし、他金融機関の国内本支店あてに限ります。 (3) <u>外国からの被仕向送金取引</u> (4) <u>国内からの外貨建被仕向送金取引</u> 	<p>第 1 条（適用範囲）</p> <p>本サービスによる次の各号に定める送金については、本規定により取扱います。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 外国向送金取引 (2) 国内向外貨建送金取引。ただし、他金融機関の国内本支店あてに限ります。
<p>第 3 条（送金の依頼）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 送金の依頼を受付ける通貨の種類は、当社が別途定めるものとします。 2. 送金の依頼は、次により取扱います。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 送金の依頼を行う場合には、送金通貨、送金金額を明示の上、当社所定の時間内に当社所定の方法で送金を依頼してください。当社はお客さまから依頼を受けた送金通貨、送金金額と、<u>送金先及び事前登録されている送</u> 	<p>第 3 条（送金の依頼）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 送金の依頼を受付ける外貨の種類は、当社が別途定めるものとします。 2. 送金の依頼は、次により取扱います。 <ul style="list-style-type: none"> (2) 送金の依頼を行う場合には、送金通貨、送金金額を明示の上、当社所定の時間内に当社所定の方法で送金を依頼してください。当社はお客さまから依頼を受けた送金通貨、送金金額と、<u>送金先事前登録の内容に従って送金を実行します。</u>

外貨送金・外貨受取サービス規定（法人のお客さま）（旧：外貨送金サービス規定（法人のお客さま））

新旧対照表

新	旧
<p>金目的の内容に従って送金を実行します。ただし、送金金額は当社所定の送金限度額未満とし、インターネットバンキングにより送金の依頼をする場合は1回の依頼により当社が受付可能な件数は当社所定の件数とします。</p>	<p>ただし、送金金額は当社所定の送金限度額未満とし、インターネットバンキングにより送金の依頼をする場合は1回の依頼により当社が受付可能な件数は当社所定の件数とします。</p>
<p>第4条（送金委託契約の成立と解除等）</p> <p>4. 第1項により送金委託契約が成立した後においても、当社が関係銀行に対して支払指図を発信する前に次の各号の事由の一にでも該当すると認めるときは、当社から送金委託契約の解除ができるものとします。この場合、解除によって生じた損害については、当社は責任を負いません。</p> <p>(1) 取引等の非常停止に該当するなど送金が外国為替関連法規に違反するとき</p> <p>(2) 戦争、内乱、もしくは関係銀行の資産凍結、支払停止などが発生し、またはそのおそれがあるとき</p> <p>(3) 送金が犯罪にかかわるものであるまたは12条3項9号に該当するなど相当の事由があるとき</p>	<p>第4条（送金委託契約の成立と解除等）</p> <p>4. 第1項により送金委託契約が成立した後においても、当社が関係銀行に対して支払指図を発信する前に次の各号の事由の一にでも該当すると認めるときは、当社から送金委託契約の解除ができるものとします。この場合、解除によって生じた損害については、当社は責任を負いません。</p> <p>(1) 取引等の非常停止に該当するなど送金が外国為替関連法規に違反するとき</p> <p>(2) 戦争、内乱、もしくは関係銀行の資産凍結、支払停止などが発生し、またはそのおそれがあるとき</p> <p>(3) 送金が犯罪にかかわるものであるなど相当の事由があるとき</p>
<p>第6条（送金の受取）</p> <p>1. <u>送金の受取を行う通貨の種類は、当社が別途定めるものとします。</u></p> <p>2. <u>当社は、本サービスにより、当社所定の通貨による振込（外国からの送金による振込を含みます。以下同じ。）にかかる資金を、当該通貨と同一通貨建ての代表口座外貨普通預金または代表口座円普通預金に受け入れます。なお、本条に基づく</u></p>	<p>（追加）</p>

外貨送金・外貨受取サービス規定（法人のお客さま）（旧：外貨送金サービス規定（法人のお客さま））

新旧対照表

新	旧
<p><u>振込の受入は、事前に登録された内容に基づき行います。代表口座外貨普通預金または代表口座円普通預金への振込について、振込通知または支払指図の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取り消します。</u></p> <p>3. <u>本サービスのご利用にあたり、当社からお客さまに対し、振込に係る資金の用途及び送金の目的等について、電話等による照会及び資料提出の依頼（一旦回答を得た後の追加照会及び資料提出依頼を含み、以下「照会等」といいます。）を行うことがあります。お客さまが、当社が定める期限までに当該照会等に対する回答や資料提出を行わない場合、または回答内容や提出された資料その他の事情を考慮して当社が入金を不適当と判断した場合（12条3項9号または10号に該当する場合を含みます。）は、当社は、当該照会等に係る振込による代表口座外貨普通預金または代表口座円普通預金への入金を行わず、当該振込の依頼人に対し資金を返却することがあります。これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。</u></p>	
<p>第11条（解約等）</p> <p>3. お客さまに次の各号の事由が一つでも生じたときは、当社はいつでも本利用契約を解約することができます。この場合、当社がお客さまにその旨の通知を発信した時に解約されたものとします。</p> <p>(1) 支払の停止または破産手続開始、再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき</p>	<p>第12条（解約等）</p> <p>3. お客さまに次の各号の事由が一つでも生じたときは、当社はいつでも本利用契約を解約することができます。この場合、当社がお客さまにその旨の通知を発信した時に解約されたものとします。</p> <p>(1) 支払の停止または破産手続開始、再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき</p>

外貨送金・外貨受取サービス規定（法人のお客さま）（旧：外貨送金サービス規定（法人のお客さま））

新旧対照表

新	旧
<p>(2) お客さまの当社に対する預金債権、その他債権または当社に預託する資産もしくは債務の担保の目的物について、仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき</p> <p>(3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき</p> <p>(4) 当社に支払うべき所定の料金の支払を遅延したとき</p> <p>(5) 本サービスにおいて、当社所定の振替日の前日までに送金資金等他所所定の手数料または諸費用を指定された口座に入金しなかったとき</p> <p>(6) 1年以上にわたり、本サービスの利用がないとき</p> <p>(7) 申込書または本規定に基づく届出について虚偽の事実があることが判明したとき</p> <p>(8) 住所変更の届出を怠るなどお客さまの責に帰すべき事由によって、当社においてお客さまの所在が不明となったとき</p> <p>(9) <u>本サービスが、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがある取引またはかかるおそれを懸念させる不適切な取引（ギャンブル、児童ポルノ等の違法もしくは規制対象となる取引に関連する取引、暗号資産（仮想通貨）への投資等に関連する取引、経済制裁国・地域との取引やこれに関連する取引を含むがこれに限らない。）に利用されるまたは利用されるおそれがあると当社が合理的に認めるとき</u></p>	<p>(2) お客さまの当社に対する預金債権、その他債権または当社に預託する資産もしくは債務の担保の目的物について、仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき</p> <p>(3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき</p> <p>(4) 当社に支払うべき所定の料金の支払を遅延したとき</p> <p>(5) 本サービスにおいて、当社所定の振替日の前日までに送金資金等他所所定の手数料または諸費用を指定された口座に入金しなかったとき</p> <p>(6) 1年以上にわたり、本サービスの利用がないとき</p> <p>(7) 申込書または本規定に基づく届出について虚偽の事実があることが判明したとき</p> <p>(8) 住所変更の届出を怠るなどお客さまの責に帰すべき事由によって、当社においてお客さまの所在が不明となったとき</p>

外貨送金・外貨受取サービス規定（法人のお客さま）（旧：外貨送金サービス規定（法人のお客さま））

新旧対照表

新	旧
<p>(10) <u>送金の受取において、第 6 条 3 項に定める当社からの照会等に対し、当社が定める期限までに回答もしくは資料提出を行わないときまたは回答もしくは提出資料の内容が照会等に対して著しく不適當であるとき</u></p> <p>(11) <u>送金の実施または受取後、事後的に実施するモニタリングにおいて、当社からの照会等に対し当社が定める期限までに回答もしくは資料提出を行わないときもしくは回答もしくは提出資料の内容が照会等に対して著しく不適當であるときまたは取引を継続すべきでない当社が判断する合理的な理由が判明したとき</u></p>	